

第 5 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和4年12月19日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 5 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和4年12月19日(月曜日)

午前9時58分開議
 午前10時22分休憩
 午前10時29分開議
 午前11時16分休憩
 午前11時22分開議
 午前11時53分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)
- 議案第5号 令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第1号)
- 議案第7号 専決処分の報告及び承認についてのうち
- 議案第13号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 財産の取得について
- 議案第16号 財産の取得について
- 議案第33号 指定管理者の指定について
- 議案第34号 指定管理者の指定について
- 議案第35号 指定管理者の指定について
- 議案第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)
- 議案第47号 令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)
- 議案第48号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第49号 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)
- 閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について
- 報告事項
 - ①水道広域化推進プランの策定に向け

た取組状況について

- ②くまもと半導体産業推進ビジョンの策定状況について
- ③T S M C 進出効果を最大化するグラウンドデザインを目指して
- ④県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組みについて

出席委員(8人)

委員長 中村 亮彦
 副委員長 荒川 知章
 委員 鎌田 聡
 委員 吉永 和世
 委員 高野 洋介
 委員 橋口 海平
 委員 竹崎 和虎
 委員 堤 泰之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之
 政策審議監 横尾 徹也
 医監 山口 喜久雄
 環境局長 波村 多門
 県民生活局長 永江 昌二
 環境政策課長 江橋 倫明
 水俣病保健課長 入田 秀喜
 水俣病審査課長 枝國 智子
 環境立県推進課長 吉澤 和宏
 環境保全課長 村岡 俊彦
 自然保護課長 蓑田 公彦
 循環社会推進課長 福原 彰宏
 くらしの安全推進課長 東田 智裕
 消費生活課長 福永 公彦

男女参画・協働推進課長 板 橋 麻 里
 人権同和政策課長 鈴 和 幸
 商工労働部
 部 長 三 輪 孝 之
 政策審議監
 兼商工雇用創生局長 上 田 哲 也
 産業振興局長 内 藤 美 恵
 商工政策課長 津 川 知 博
 商工振興金融課長 篠 田 誠
 首席審議員
 兼労働雇用創生課長 工 藤 真 裕
 産業支援課長 辻 井 翔 太
 エネルギー政策課長 岡 山 公 明
 企業立地課長 工 藤 晃
 観光戦略部
 部 長 原 山 明 博
 政策審議監 府 高 隆
 観光交流政策課長 久 原 美 樹 子
 観光企画課長 川 寄 典 靖
 観光振興課長 石 井 利 幸
 首席審議員
 兼販路拡大ビジネス課長 前 田 隆
 企業局
 局 長 竹 田 尚 史
 総務経営課長 亀 丸 明 弘
 工務課長 伊 藤 健 二
 労働委員会事務局
 局 長 吉 野 昇 治
 審査調整課長 舟 津 紀 明

事務局職員出席者
 議事課主幹 山 本 さおり
 政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○中村亮彦委員長 ただいまから第5回経済環境常任委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすい

ように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行いますが、今回も、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて議案等に関する説明を求めることといたしております。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして、付託議案の採択を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いしますが、説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 おはようございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前に、3点御報告させていただきます。

まず、ゼロカーボンに向けた取組についてでございます。

去る10月31日、経済界、消費者団体、環境団体、教育機関、行政など、県内の66団体の皆様に参加いただき、ゼロカーボン社会・くまもと県民会議を新設し、第1回目の会議を開催いたしました。

なお、当日は、県議会を代表して溝口議長にも出席いただいております。

この会議では、地球温暖化やごみ問題、食品ロスの現状や課題、今後の取組の方向性等を共有いたしました。

今後とも、我々現役世代のためだけではなく、次の世代にこの豊かな熊本をしっかりと引き継いでいけるよう、ゼロカーボン社会・

くまもとの実現にしっかり取り組んでまいります。

次に、人権同和行政に関する新たな取組について御報告いたします。

本県独自の取組として、今年度より、11月10日から世界人権デーである12月10日までの1か月間を熊本県人権月間と位置づけ、様々な啓発活動を集中的に展開いたしました。期間中は、人権同和問題講演会や性的指向・性自認に関するシンポジウム、人権フェスティバルなどのイベント、パネル展や新聞、ウェブ広告等の各種媒体を活用した啓発などに取り組みました。

また、健康福祉部や観光戦略部の事業、さらには、市町村で実施された各種人権啓発事業も人権月間の取組に位置づけ、多くの県民の方々が人権について考える機運の醸成を図りました。

来年度以降も、庁内関係部局はもとより、多くの市町村と連携し、県内全域で啓発に取り組む、県民の人権意識のさらなる向上に努めてまいります。

次に、水俣病特別措置法に基づく健康調査について御報告いたします。

先週末、国において、水俣病に関する客観的評価法の研究成果の整理について報告会が開催されました。その中で、このたびの評価法を活用した健康調査の在り方について、有識者の協力を得ながら、さらに検討を進める旨報告されました。

特措法施行から既に長い時間が経過しております。県としましては、国に対してより納得性の高い健康調査が早期に実施されるよう、スピード感を持って検討を進めていただくよう求めてまいります。

あわせて、特措法の規定に基づき、県としても、引き続きできる限りの協力を行ってまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、冒頭提案の予算関係1件、条例等関係2件、追加提案の予算関係1件でございます。

まず、冒頭提案の第1号議案、令和4年度熊本県一般会計補正予算でございます。

委員会説明資料1ページをお願いいたします。

一般会計合計のところに記載のとおり、総額2,100万円余の増額をお願いしております。

この内容は、物価高騰の影響を受けている胎児性・小児性水俣病患者支援事業所への支援や台風14号で被災した自然公園施設の災害復旧に要する経費などでございます。

そのほか、繰越明許費や債務負担行為についてもお諮りしております。

次に、条例等関係の第33号議案、第34号議案でございますが、天草ビジターセンター及びくまもと県民交流館の指定管理者の指定についてお諮りするものでございます。

最後に、追加提案しております第44号議案の令和4年度熊本県一般会計補正予算でございます。

別冊の追号分の委員会説明資料1ページをお願いいたします。

本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定により、総額1,000万円余の増額をお願いしております。

このほか、その他報告事項として、水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況について御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

すみません、お手元の委員会説明資料のうち、別冊、12月補正予算（追号分）のほうの1ページ、環境生活部の令和4年度12月補正予算総括表を御覧ください。

追加提案分に係る補正予算、これは（C）の欄でございますけれども、本年10月の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございます。

今回の改定は、民間給与との格差の解消及び人材確保の観点等を踏まえ、高卒、大卒程度の初任給及び若年層の給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当につきまして支給月数を0.10月分引き上げるものでございます。

補正額につきましては、環境生活部全体で、1,009万円余の増額をお願いしております。

なお、この給与改定分の補正につきましては、全庁共通の事柄ですので、一括の説明とさせていただきます、各所属からの説明は省略させていただきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公害保健費で38万円の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載のとおり、水俣病総合対策事業費で、物価高騰の影響を受ける胎児性・小児性水俣病患者支援事業所への支援に要する経費でございます。

水俣病保健課は以上でございます。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

公害保健費につきまして、1,209万円余の増額をお願いするものでございます。

これは、昨年度の国の事務費交付金の精算

に伴う返納金でございます。

認定審査会や検診などの水俣病の認定業務に必要な経費につきましては、その経費の2分の1を事務費交付金として国が支給することになっております。

今回の返納金は、昨年度の検診等に係る経費が、新型コロナウイルス感染防止のため、検診等の実施を一時見合わせたことなどにより当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の4ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

右の事項欄の環境センター運営事業ですが、改修しております高圧受変電設備工事について、完了が来年度になる可能性がありますので、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

環境立県推進課は以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の5ページをお願いします。

公害規制費でございますが、差引き合計で63万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、国庫支出金返納金でございますが、これは、先に受入れをいたしました令和3年度環境放射能水準調査事業の国庫支出金につきまして、事業費の確定作業が終わりましたので、その差額40万円余を国に返納するものでございます。

次に、公害防止指導費でございますが、公害関係届出等台帳システムの更新について、落札者の契約辞退により今年度中の更新が不可能となったことから、今年度分の現行システムの継続使用に係る保守管理経費の増及び

新システムの賃借費用の減で、差引き100万円余の減額となるものでございます。

なお、本件に係る来年度以降の債務負担行為の設定につきましては、全庁分の事務機器賃借等を一括して別途総務常任委員会にお願いしているところでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

水道施設整備事業につきましては、2,800万円余の繰越しをお願いしております。

この事業は、市町村が実施する水道施設の耐震化等に対して補助するものですが、一部の市町村におきまして、必要な資材の調達に日数を要し、工事完了が翌年度となることが見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

債務負担行為といたしまして、令和5年度に実施する海域水質環境調査業務につきまして、限度額1,900万円余の設定をお願いするものでございます。

この海域水質環境調査業務は、海域の水質調査において、約50地点の採水検査業務を民間事業者へ委託するものでございます。4月から年間を通じて行う調査でございますので、契約事務等に要する期間を考慮し、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

環境保全課は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

8ページをお願いいたします。

令和4年度12月補正予算の観光施設災害復旧費でございますが、950万円余の増額を計上しております。

右側説明の欄、自然公園施設等災害復旧事業でございますが、令和4年9月の台風14号

により被災した自然公園施設を復旧するための経費となります。復旧箇所は、阿蘇市の仙酔峡インフォメーションセンター及び休憩所と阿蘇市の阿蘇山上公衆トイレの復旧を行うものでございます。

続きまして、9ページをお願いします。

繰越明許費でございますが、観光費1億1,500万円余、商工災害復旧費950万円余を計上しております。

観光費につきましては、事項の欄、国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業、国立公園満喫プロジェクト推進事業の2つの事業で、自然公園施設の整備や改修を行うものでございますが、資材の入手難などが見込まれることから、繰越しを計上したものでございます。

商工災害復旧費につきましては、先ほど説明しました自然公園施設等災害復旧事業について計上したものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

上天草市にあります天草ビジターセンターにつきまして、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、令和4年度末で第6期に当たる指定管理の期間が終了することから、新たに令和5年度から令和7年度までの管理に必要な費用について、1,500万円余の債務負担を設定するものでございます。

これに関連しまして、12ページをお願いいたします。

議案第33号、指定管理者の指定についてでございます。

ただいま説明しました天草ビジターセンター管理運營業務の指定管理者につきまして、その候補者として共同企業体祐和會を選定いたしましたので、地方自治法の規定により、指定の承認をお願いするものでございます。指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間として

おります。

選定の経緯等につきましては、13ページをお願いいたします。

本年8月19日から1か月間、指定管理者の公募を行い、応募のありました1者の申請内容につきまして、指定管理候補者選考委員会において審査がなされました。この選考意見を踏まえ、県が示しました管理運営方針にも合致しており、また、3期9年間の管理実績や新たな取組を計画されている点などを評価いたしまして、共同企業体祐和會を指定管理者候補者として選定したものでございます。

自然保護課は以上でございます。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

くまもと県民交流館につきましては、平成22年度から指定管理者制度を導入しておりますが、令和4年度末で第3期に当たる指定管理の期間が終了しますことから、新たに令和5年度から令和9年度までの管理に必要な費用について、3億3,004万円余の債務負担を設定するものでございます。

これに関連しまして、資料の15ページをお願いいたします。

議案第34号、指定管理者の指定についてでございます。

ただいま御説明いたしましたくまもと県民交流館管理運営業務の指定管理者について、その候補者としてくまもと県民交流館管理運営共同企業体を選定いたしましたので、地方自治法の規定により、指定の承認をお願いするものでございます。指定の期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

選定の経緯等につきましては、資料の16、17ページをお願いいたします。

本年8月9日から約5週間、指定管理者の

公募を行い、応募のありました1者の申請内容について、指定管理候補者選考委員会において審査を行いました。

選考意見では、2期10年間の管理実績があり、これまで蓄積したノウハウや経験により、安定的な施設運営が期待できる点などが評価され、県が示した管理運営方針にも合致していることから、くまもと県民交流館管理運営共同企業体を指定管理候補者として選定したものでございます。

説明は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 議案の中じゃなくて、部長の説明の中で報告いただいた水俣病の特措法の関係の健康調査の関係ですね。

先週末に、健康調査の在り方の研究成果について、有識者、環境省のほうから中間報告的な話があったと思いますけれども、結局、これで健康調査がやれるという状況までは至っていないというふうなお話だったと思いますけれども、特措法ができて13年間もかかって、健康調査がいまだに実施されないで、私も何回か議会で話してはいますが、ずっと手法の開発をやっているという状況で、今年の秋には、その状況がある程度見えるというふうに聞いておりましたが、まだなかなかそういう状況に至っていないということですが、今後、県としても、早急に――部長挨拶でございましたスピード感を持ってということで、これは毎回議会の答弁もこのよう

な話だったんですけれども、いつまでにこれはどうできるか、ある程度めどは立っているんでしょうか。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

今御質問の時期のめどにつきましてですが、先週、環境省のほうでも、報告会ということで会見をされましたけれども、具体的な期限までは申し上げることはできないということでございました。ただ、できるだけ速やかに検討は進めてまいりたいというふうにおっしゃってございました。

県としても、部長のほうから総括説明ありましたとおり、可能な限り早めに検討を進めていただいて、より納得性の高い健康調査を早期に実施していただきたいということで、申ししていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○鎌田聡委員 脳磁計とMRIでやられておりますけれども、やっぱりこれも従来まで、これまでの健康認定審査の検診でも認定されてきたわけですから、そういった意味での健康がやっぱり損なわれているという状況は分かると思うんですね。これは早めに——もう13年間も健康調査実施できていない状況で、ずっとこの開発手法の研究、研究で来て、脳磁計とMRIでこういう成果が出たわけですから、それが私はいいとは思いませんけれども、もうここまで来ていて、あと何を研究されて延ばしていかれるのか、その辺のめどが全く見えないので、どうなんです、もうある程度めどは立っているんでしょう。まだ言われただけなんですかね。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

今後専門的な知見を持った——通常、神経

内科に関する見解を頂いて、これまでの研究を進めてきたわけなんですけど、今後、具体的に調査に活用するという事ですので、疫学的、統計学的な専門家の方々にも意見を取って、具体的にどのような活用方法があるのかというのを研究されるということでしたので、その結果を我々としても注視してまいりたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 ここで、いつまでどのようということとは言えないと思いますが、早急に、部長挨拶の中でもありますように、やっぱりスピード感を持っての検討というか、実施をぜひ求めていただくように、再度環境省に強く申し入れてまいりますように。これは、県も、何か客観的な話になってますけれども、これは、県もやっぱりきちんと一緒になってやるべき話ですから、しっかりとそこを求めていただくように、改めて要望しておきますので、お願いします。

○小原環境生活部長 今委員から御指摘ございましたとおり、国に対しては、大臣が交代されるたびに、知事のほうからも、必ず会って、直接、急いでほしいということを申し上げてまいっておりますし、我々事務方サイドでも、環境省のほうには、常に会うたびにそのことは申し上げております。なるべく早く住民健康調査が実施されるように、今後とも国と一緒に我々県も必要な支援をするようにということで、法律上も書いてございますので、その取組はきちんとやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 言いましたように、13年間たつて、これは、まだできないということは、何かわざと先送りしているような、そういう印象も与えかねませんので、しっかりとやられているのであれば、その成果をしっかりと

りと今後生かしてもらえるように、再度やっぱり強く要望していただきますように、こちらを申し入れておきますので、お願いいたします。

○吉永和世委員 関連でいいですか。

こうやって、成果じゃありませんけれども、ある程度段階的な報告があって、すごく前に進んでいるんだなというのを実感したわけではありますが、できれば、より精度を高めていっていただくということがより大事なかなというふうに思いますので、早くやったからいいということじゃなくて、より精度の高いものとして、実際、実行していただくということが、より高い結果をもたらすというふうに思いますので、そこら辺の要望もしっかりと環境省のほうにやっていただきたいなと思います。

○小原環境生活部長 今吉永委員からもおっしゃられたとおり、私の説明の中でも、納得性の高いということで申し上げさせていただきましたが、知事も常々、科学的正当性のあるような研究成果とか調査内容じゃないと理解を得られないということも申しておりますし、国に対しても、その旨は、我々としても、今までも要望してまいりましたし、今後とも引き続きそのような形で急いで、ただ、納得性あるいは科学的正当性のあるような健康調査ができるように求めてまいりたいというふうに考えております。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩いたします。

再開は、10時半からお願いします。

午前10時22分休憩

午前10時29分開議

○中村亮彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に一括して受けたいと思います。

説明については、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の順で説明をお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、11月の管内視察につきまして、執行部を代表して御礼申し上げます。

委員長はじめ委員の皆様には、県立技術短期大学校などを御視察いただきました。誠にありがとうございました。

それでは、まず、県内の景気、雇用情勢について、概略を申し上げます。

12月14日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「熊本県内の景気は、持ち直している。先行きについては、海外の経済動向や原材料価格等の上昇、感染症の趨勢等の影響を注視していく必要がある。」とされております。

また、10月の本県の有効求人倍率は1.44倍で、前月と同水準であり、雇用、所得情勢についても、「改善の動きがみられている」とされております。

次に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応についてです。

新型コロナウイルスについては、10月中旬以降、新規感染者数が増加傾向となり、第8波に入ったと考えられる状況となっています。

また、物価については、国が公表した10月の熊本市の生鮮食品を除く消費者物価指数が前年同月比3.6%となり、8か月連続で上昇となっています。

商工労働部では、引き続き新型コロナや物価高騰が県内経済に与える影響を注視し、資金繰り支援や商工団体と連携した伴走支援などに取り組みます。また、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した原油価格高騰の影響を受けた事業者に対する支援にも取り組み、県内事業者の事業継続をしっかりと後押ししてまいります。

続きまして、くまもと半導体産業推進ビジョンについて、概略を申し上げます。

県では、TSMCの本県への進出を過去に例を見ないビッグチャンスと捉え、その決定直後から半導体産業集積強化推進本部を設置し、波及効果の最大化と様々な課題解決に向けた取組を進めてまいりました。

商工労働部では、この波及効果を高め、半導体のみならず、県内産業のさらなる振興と県全域における経済成長を実現するため、現在半導体産業推進ビジョンの策定に取り組んでいます。

詳細は、後ほど担当課長から説明しますが、10月末には有識者懇話会を開催し、目指す姿及びその実現のための3つの方針等を含むビジョンの骨子案をお示しし、有識者の皆様から御意見を頂いたところです。頂いた御意見を基に方向性を具体化し、今年度中のビジョン策定に向けて取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の18ページをお開きください。

令和4年度12月補正では、補正額(B)の欄の下段にございますとおり、一般会計で12億5,300万円余の増額補正をお願いしております。

その内容は、原油価格高騰等の影響を受ける県内運送業者への支援及び職業訓練事業に係る国からの補助金の返納に関する経費がございます。

また、高等技術専門校の施設整備等に係る繰越明許費及び来年度の年間委託契約事務等に係る債務負担行為についても御提案しております。

次に、条例等議案としまして、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部改正及び財産の取得2件について御審議をお願いしております。

追加提案につきましては、先に環境生活部から説明がありましたので、省略させていただきます。

このほか、報告事項として2件御報告いたします。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

中小企業振興費の原油価格高騰等運送事業者支援事業ですが、この事業は、原油価格高騰の影響を受けている県内の運送業者に対しまして、地方創生臨時交付金を財源として補助を行い、急激な事業環境変化への対応を支援するものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

条例の改正でございます。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例でございます。

24ページが改正条例の内容になっておりますが、説明のほうは、次の25ページ、条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、この条例について説明をさせていただきます。

県におきましては、中小企業者の資金繰り支援として、金融機関と協調して行っております融資制度がございます。その中で、融資を受けられた企業におかれては、業績が悪くなり、最終的に返済ができなくなるという状況に陥る場合がございます。

その際、信用保証協会は、企業に代わりまして金融機関に弁済をする、いわゆる代位弁済を行います。その代位弁済に対しては、県は信用保証協会に損失補償を行うという仕組みになっております。

通常の場合、信用保証協会は、代位弁済をした後も、当該企業から債権の回収を行いますので、そこから生じます回収金があった場合、損失補償を行っている県は、信用保証協会から回収納付金を受け取る権利が発生いたします。

この条例は、県の債権であります回収納付金を受け取る権利について放棄をする場合について定めている条例でございます。その条件につきましては、条文上、限定列挙しております。

例えば、中小企業基盤整備機構や整理回収機構などの支援を受けて、事業再生のための計画が策定される場合などが当たります。その際、信用保証協会から当該企業に係る債権の放棄についての申出があり、事業の再生に資する計画と認められる場合、回収納付金を受け取る権利を放棄するという内容になって

おります。

そこで、25ページの1、条例改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた中小企業者等の事業の再生や経営者の再チャレンジの支援を行うことを目的としておりまして、条例の中に新たな条文を追加するものでございます。

2の改正内容といたしましては、2行目に、私的整理に関する指針とありますが、これは、今年4月から適用されております中小企業の事業再生等に関するガイドラインのことになります。

今回の改正では、このガイドラインに沿って、弁護士など専門家の支援を受けて策定されます事業再生計画というものを限定列挙している条件の一つに新たに追加をするという内容になっております。

3の施行期日は、公布の日から施行するものです。

商工振興金融課は以上でございます。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

20ページをお願いいたします。

12月補正予算について説明させていただきます。

右の説明欄、国庫支出返納金の認定訓練事業運営費補助金返納金でございます。

民間における職業訓練を促進するため、中小企業の事業主やその団体等が行う認定訓練の運営等について助成を行っております。

令和元年度事業分より、当補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額を厚生労働省に報告し、その相当額を国庫に返納するというようになっております。

今回の補正は、令和2年度の事業分の仕入れ控除額を国庫に返納するものでございます。

21ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明させていただきます。

す。

1行目の熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業ですが、これは、高等技術専門校の建物の再整備工事に係る経費でございます。年度内の完了が困難なことから、繰越しを行うものでございます。

2行目の技術短期大学学校教育対策事業ですが、これは、建物保全計画に基づき実施する照明設備改修工事に要する経費でございます。長引く半導体不足の影響により、照明器具の納期遅延が発生しておりまして、年度内での工事完了が見込めないことから、繰越しを行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加について説明させていただきます。

1段目のしごと相談・支援センター関係業務につきましては、求職者等に対する就労支援のためのキャリアカウンセリング及び生活相談に関する相談窓口として、ハローワークと一体となったワンストップサービスを行っております。これらの業務について、継続して相談業務を行う必要があり、契約手続に時間を要することから、本議会において債務負担行為を設定するものでございます。

2段目の障がい者特別委託訓練業務でございます。

これは、身体障害者及び精神障害者を対象としたIT関連訓練業務を民間事業者に委託して実施するものです。こちらも年度内に入校手続を行う必要があることから、本議会において債務負担行為を設定するものでございます。

3段目の地域無料就労相談窓口関係業務でございますが、これは、全広域本部、地域振興局にジョブカフェ・ブランチを設置して、地域できめ細やかな就職相談や求人情報の提供、求人開拓等を実施しております。継続して相談業務を実施する必要があるため、契約事務に要する時間を考慮し、本議会において

債務負担行為を設定するものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

第15号議案、財産の取得についてでございます。

取得の目的は、熊本県産業技術センターにおいて、検査機器として使用するためでございます。取得する物品は、液体クロマトグラフ質量分析計一式、取得の相手方が西川計測株式会社西九州支店熊本営業所、7,900万円余の契約を行うものでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第16号議案でございます。

先ほどの第15号議案と同様に、財産の取得を行うものであり、取得の目的は、熊本県産業技術センターにおいて、検査機器として使用するためでございます。取得する物品は、電界放出形走査型電子顕微鏡一式、取得の相手方が株式会社ジェイ・サイエンス西日本熊本出張所7,900万円余の契約を行うものでございます。

なお、これら2つの物品は、議決を頂いた後に本契約を締結し、導入する予定でございます。

産業支援課につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

事項欄にございます企業誘致環境整備事業並びに企業誘致事業でございますが、これらの事業は、菊陽町から受託しております公共下水道整備に係る工事費など、下水道関係に

係る事業でございます。

いずれの事業も年度内に完了することが困難であることから、合わせまして10億6,856万円を次年度に繰り越すものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

県内の主要39宿泊施設への調査における宿泊者数を見ますと、旅行助成事業のくまもと再発見の旅の効果もあり、11月の速報値では、感染拡大前の同月に比べマイナス5%まで改善するなど、回復傾向にございます。

現在実施中の旅行助成事業につきましては、12月27日までとなりますが、先般、観光庁から、新たな行動制限が必要な事態が生じないことを前提に、年明けの1月10日からも実施する旨発表がありました。これに伴う関係予算を今定例会に追加提案させていただいております。

引き続き、旅行需要の喚起を図るとともに、ポストコロナに対応した施策等にしっかりと取り組んでまいります。

それでは、観光戦略部の議案等の概要について御説明申し上げます。

資料は28ページからとなりますが、まず、冒頭提案のうち予算関係につきましては、熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業に係る繰越明許費及び観光統計調査等に係る債務負担行為について御提案しております。

また、11月7日に実施いたしましたくまもと再発見の旅に係る増額補正の専決について

御報告をさせていただきます。

加えまして、野外劇場アスペクタの指定管理者の指定についてお諮りしております。

続いて、追加提案につきましては、資料別冊の3ページからでございますが、人事委員会勧告を踏まえまして給与改定に伴う増額及び先ほど申し上げました年明け以降の旅行助成事業に要する増額を合わせまして、合計31億1,500万円余の増額補正をお願いしております。

このほか、その他報告事項として、県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組について御報告いたします。

詳細につきましては、この後各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料28ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定について御説明いたします。

震災ミュージアム中核拠点整備事業について、展示の制作や外構工事などが今年度中に執行完了できないため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

現在建設工事とともに、指定管理者の選定作業も進めているところです。

本日より指定管理者の募集受付も開始いたしました。1月には、外部委員による選定委員会を予定しており、2月議会において、管理者の指定について提案する予定としております。

今後とも、来年夏のオープンに向け、着実に準備を進めてまいります。

観光交流政策課は以上です。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料の29ページをお願いします。

債務負担行為の設定です。

1 段目、観光統計パラメータ調査事業でございます。

本調査は、本県における観光客の動向を的確に捉え、今後の施策展開を行う上での検討材料とするため、観光庁が定めます全国共通基準による観光入り込み客の実数、訪問地再訪意向や観光消費額などについて、県内の主要な観光地13か所で、対面により聞き取り調査を行うものでございます。

本調査に係る業務を令和5年4月から実施するために、年度内に委託契約の事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

2 段目の野外劇場管理運営業務は、南阿蘇村にあります熊本県野外劇場アスペクタですが、令和5年度から9年度までの5年間の施設運営及び維持管理に要する経費について債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

これに関連しまして、33ページをお願いいたします。

議案第35号、指定管理者の指定についてです。

野外劇場管理運営業務につきまして、アスペクタ管理運営共同企業体を指定管理者として、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで指定するものでございます。

選定の経緯などについては、次の34ページから35ページに記載のとおりでございます。

観光企画課は以上です。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

説明資料の32ページをお願いします。

専決処分の報告及び承認でございます。

観光費につきまして、令和4年11月7日

に、専決処分として8億978万円余を増額補正として予算化させていただいております。

これは、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けている観光業界を支援するため、観光庁の事業を活用し、全国からの誘客を図るための県内宿泊、日帰り旅行の割引助成及び地域限定クーポン券の配布に要する経費でございます。

続きまして、別冊の令和4年度12月補正予算(追号分)の説明資料の4ページをお願いいたします。

観光費につきまして、31億1,220万円余の増額補正をお願いしております。

こちらは、年明け以降、全国からの誘客を図るため、実施予定の県内宿泊、日帰り旅行の割引助成及び地域限定クーポン券の配布に要する経費でございます。

観光庁の発表では、新たな行動制限が必要な事態が生じないことを前提に、来年1月10日から割引率を40%から20%に下げるなど、ソフトランディングを図りながら実施することとなっております。

なお、対象期間については、予算の範囲内で都道府県において設定することとなっておりますので、現在実施しております全国旅行支援、本県の場合、くまもと再発見の旅全国版の利用実績や他県の動向等を踏まえ、速やかに設定したいと考えております。

観光振興課は以上です。

○前田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、30ページをお願いします。

債務負担行為の追加をお願いしております。

伝統工芸館改修事業でございますが、令和6年度の改修工事に向けまして、来年度、令和5年度に設計業務委託を実施することとしておりますが、入札等事務に時間を要するた

め、設計業務委託の経費につきまして、本議会で債務負担行為の設定をお願いするものです。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いいたします。

まず、竹田企業局長。

○竹田企業局長 企業局でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局が所管します3つの事業の状況につきまして御説明申し上げます。

まず、電気事業につきましては、緑川第一、第二発電所のリニューアルの現地工事を令和2年度から実施していたところですが、両発電所とも発電機の更新工事が終了し、それぞれ8月と9月から発電を再開いたしました。現在緑川第一発電所構内の舗装工事を行っており、来年2月に完了予定です。

次に、工業用水道事業についてですが、有明及び八代工業用水道にコンセッション方式を導入して1年が経過しました。

そこで、本年7月に運営事業者へのモニタリング調査を実施し、初年度の運営状況について、適正に行われていることを確認いたしました。

今後も、工業用水の安定供給と需要開拓に取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、利用台数は昨年度に比べて増加傾向にありますが、いまだコロナ禍前の水準までには回復していない状況です。

引き続き、指定管理者と連携しながら、利用者サービス向上に取り組んでまいります。

また、地域貢献としまして、3年ぶりに開催されます熊本城マラソンにおいて、大会当日、駐車スペースの一部を休憩所や更衣室として提供することとしております。

それでは、本日御審議いただく議案でございますが、冒頭提案分の電気事業会計補正予算として、債務負担行為の設定4件をお願いするものです。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたします。

また、追加提案分としまして、3つの事業会計の補正予算がございますが、いずれも人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴う職員給与費の増額補正でございます。環境生活部から説明がありましたとおり、こちらの説明は省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の予算関係議案の内容につきまして御説明いたします。

説明資料の36ページをお願いいたします。

今回は、令和5年度以降分の債務負担行為の設定です。

電気事業会計に係る債務負担行為の設定について御説明いたします。

企業局所有施設等管理業務として、発電総合管理所の建物清掃委託、職員住宅の管理業務委託、市房第一発電所の昇降機保守点検業務委託並びに緑川第一発電所及び第二発電所の昇降機保守点検業務委託の4件でございます。

いずれも、来年度の4月1日から業務を開始するため、今年度中に一般競争入札により契約を締結する必要があることから、今議会において、限度額1,476万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○竹崎和虎委員 32ページ、観光客誘致対策費のところなんですけど、冒頭、部長さんからの総括説明の中でも、全国旅行支援事業、この中で、くまもと再発見の旅の効果もあって、大分改善し回復傾向にあるというお話でございました。

ちょっと伺いたいのが、以前の地域版のときは、地域限定クーポンというやつが使用期間長かったんですよね。全国版になって、宿泊翌日までですかね、使い損ねたって方も結構私のところに話が来たりしておるんですけども、その使用率ってどうなってるか、その地域版のときと全国版になってというのは分かりますか。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

地域クーポン券につきましては、まず、県民割の際は、事業当初というところからの立ち上げというのありまして、利用期間のほうを長めに取ったような形で対応しておりました。

ただ、全国版に当たっては、対象となる地域、店舗というのが増えてきておりまして、もう一つが、全国版になった場合に、九州各県であれば、クーポンを利用できず、熊本県に再度来ていただくという形で、利用も可能だと思いますけれども、全国版に拡大になった際は、そういったのはちょっと難しいとい

うことから、旅行期間という形で限定させていただきます。

ただ、地域クーポン券については、旅行の期間内で使っていただける方が多いというふうに聞いておりますので、そこは円滑に運用されているものと思っております。

以上です。

○竹崎和虎委員 具体的に、まだどれだけ未使用分が出たとかは分からないんですか。

○石井観光振興課長 全国版につきましては、12月27日までが利用期間になっております。

現在請求等も随時行っていておりますので、まだそこら辺のデータはそろっておりませんので、データがそろい次第、またお知らせしたいと思います。

以上です。

○竹崎和虎委員 使える店舗も拡大されてきてるといって、例えば県営駐車場で使わるとですか。使用は可能なんですか。企業局さんがやられておる県営駐車場で、そのクーポン券って使えるんですかね。

○亀丸総務経営課長 企業局のほうでは、そういったクーポン券は使用ができないことになっております。

○竹崎和虎委員 それは制度としてできないことになっているということなんですか。

○亀丸総務経営課長 クーポン券の性格がちょっと企業局のほうでは分かりかねますが、それが利用できるかどうかは、ちょっとうちのほうでは分かりません。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

クーポンにつきましては、利用対象につきまして、ガソリンスタンドとか駐車場とかでも使えることにはなっておりますので、一定の駐車場での使用というのは可能になっているところでございます。

○竹崎和虎委員 私、長崎県さんとやっとなる有明航送船組合のほうに参加をさせていただいております、熊本に来られた方は、もう熊本で使わなきゃいけない、長崎に行かれた方は長崎で使わなきゃいけないということなんだけれども、フェリーの中だったらどっちも使えるんですね。まあぎりぎり制度上認めていただいているのがあったんですけれども。やっぱりそこも観光振興策につながっていると私は思ったり、手を挙げていただいたからこそ、利用客も少しは増えたかもしれないし、クーポン券を利用されている方もたくさんいらっしゃるんですよ。

ちょっと早めに言えばよかったんですけれども、ぜひ、もう日にちがありませんけれども、全国版は補助率が下げられた中でも延長されますので、よければ、そういったところにも使えるほうが、レンタカーで来られる方もいらっしゃるでしょうから、そういった振興策につながると思うものですから、そこら辺検討してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹田企業局長 企業局でございます。

御指摘ありがとうございます。

本来であれば、私どものほうで、その制度に乗かって手を挙げるといところをまずは検討すべきところが、検討できてないというのが正直でございます。

あとは、このクーポン券の制度の趣旨としましては、やっぱり民間事業者の方々に多く買物に来てもらう、要は消費していただくというところが一番だと思います。

そこで、我々公営企業として、手を挙げる

べきなのか、民間のほかにも駐車場をやっちらっしゃるところもありますので、そこの兼ね合いも含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 ぜひよろしく願いをいたします。

それと、1点だけ、ちょっと議案にはないので、その他みたいな感じで。

商工労働部長さんの冒頭の御挨拶の中に管内視察の話ございまして、技大のほう伺わせていただいたんですけれども。大きな木が倒れとったんですよ。あれどうなったんでしょうか。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

視察の際は、大変お世話になりましたありがとうございます。

また、御指摘のとおり、技術短期大学校内の立木が、台風の影響で倒れておりまして、御心配をおかけしまして申し訳ありませんでした。

その点に関しましては、すぐに調査を出して、撤去の手続に入ろうということで進めておりまして、視察当日は、まだその途中段階ということでございました。ですので、先週には撤去は完全に終わりました、私も確認しに行きまして、はい、完了しております。

時間がかかりました経緯に関しましては、1本が倒れていたということで、ほかに倒れる可能性がある立木がないかとかということも併せて調査をしたりしていることで、ちょっと時間がかかってしまったということで御心配をおかけしました。

○竹崎和虎委員 安心いたしました。皆さんそうだったと思いますので、御報告いただきありがとうございます。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑ございませんか。

○吉永和世委員 すみません、19ページお願いいたします。

この件に関しては、前議会の常任委員会の中でも話をさせていただきました。

熊本県と言いますと、やはり農林水産物、また、工業製品等ですね。県内はもちろんありますが、全国に向けて輸送をしていたところがございます。そのことによって、県民はもちろん、国民の安心、安全な暮らしの確保ということで、役目を果たしていただいている、ある意味なくてはならない産業だろうというふうに思います。

そのことをしっかりと理解された中で、業者の方々も頑張らせていただいているというふうに思いますが、そのような中、この燃油高騰あるいは物価高騰等で大変苦しんでいる、全体とは言いませんが、業者の方々がいらっしゃるということで、本当は価格転嫁できればいいんでしょうけれども、それがスムーズにいったないということで、大変困っていらっしゃったということございまして、その点踏まえて、前回常任委員会の中で要望させていただいたわけでございますが、今回こうやって予算をしっかりと組んでいただいたわけでございまして、業者の方々も大変喜んでいらっしゃるというふうに思いますが、本当に感謝をいたしております。

そこで、できれば取り残しがないようにしっかりと広く対応いただくことが大事かなというふうに思いますし、その対象範囲が非常にちょっと分かりづらいところもありますので、そこは熊ナンバーだったら全て対象としますよとか、何かそういったのがもしあれば非常に分かりやすいと思うんですけども、そこら辺の範囲というか、何かそこら辺ちょ

っと分かりやすく御説明いただければなというふうに思います。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

範囲としましては、一般的に、トラック協会に加入されている方が770ぐらいおられます。基本的には、そこに、トラック協会にお願いして今事務を進めたいなというふうに思っているところがございますので、できるだけ取りこぼしがないようにというのは、当然我々も考えているところがございます。

あと、トラックともう1つ軽貨物ですね。軽トラで運送されているところも今回対象にしておりますので、その辺ほかの県の状況等も見まして、対象は幅広く取っていききたいなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 今答弁を聞いて安心しました。なるべく広く取り残しがないようにしっかりと対応いただく。そのことが、さっき言いましたように、やっぱり作った方がいいが輸送ができないというのが一番最低な状況だと思いますので、しっかり消費者の元へ作ったものを届ける、そのためのやはり対策だということで、しっかりと対応いただければと思います。よろしく申し上げます。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

○高野洋介委員 26、27ページに、15号、16号、液体クロマトグラフ質量分析計一式と電界放出形走査型電子顕微鏡一式とありますが、これは何かよく分からぬ名前ですけれども、これはどういったものなんですか。

○辻井産業支援課長 御質問ありがとうございます

います。

第15号議案の液体クロマトグラフ質量分析計、これは創薬系、薬を作る企業だったりとか化学薬品を作るような企業だったりとかが使うような分析計というふうになってまして、簡単に申しますと、液体物質を分離して特性を測るといようなものになっております。

もう1つ、16号議案で出させていただいております電界放出形走査型電子顕微鏡というのは、これは、半導体だったりですとか自動車だったりとか、製造業が使うことを想定しておりますまして、簡単に申しますと、そういった金属とかの表面の状況をすごく細かいサイズで測る、見るというようなことができる顕微鏡というものになってございます。

以上です。

○高野洋介委員 これを購入するに当たって、見積りは取られてますか。

○辻井産業支援課長 適切な方法で見積りも取らせていただいているものと認識しております。

○高野洋介委員 例えば、何社見積り取ってますか。

○辻井産業支援課長 ちょっと今詳細が手元にはないんですが、3社見積りだったりとか、適切な方法で見積りを取らせていただいていると思っております。

○高野洋介委員 今後、こういった大型の財産を取得する場合に、そこら辺まできっちり我々に報告してもらわないと、予算の執行だけでは不透明なところありますので、何社見積り取って、ここに決めたというようなことも、根拠として提出してもらうように、ぜひお願いをいたします。

あと、これをどういうふうにするかというのが非常に大事ですので、ここを、今後我々にも、委員会の場とは別に大丈夫ですので、こういった活用をしている、また、こういった成果が出たということ、しっかり報告のほうもお願いいたします。

以上です。

○辻井産業支援課長 ありがとうございます。以後、しっかり御報告させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

○鎌田聡委員 企業局長の説明の中で、駐車場ですね。熊本城マラソンのときにスペースの一部を休憩所や更衣室として提供するというお話ございました。非常にありがたいことだと思いますけれども、その動線を含めて、ちょっと事故等の関係とか、多分、朝早くから駐車場を利用する人はいるのか、いないのか、分かりませんが、もしかしたらマラソン参加者が車入れてそのまま着替えてということも考えられますので、ちょっと具体的にどのように提供しようと考えられているのか、教えていただければよろしいでしょうか。

○亀丸総務経営課長 企業局でございます。

今回3年ぶりに、熊本城マラソンに対して企業局の駐車場のほうを休憩所とそれから更衣室という形で御提供をしようということにしておりまして、1階と2階をそれぞれ使うことになっておりますが、1階をどなたでも使える休憩所、それから2階のほうを男女別に分かれた更衣所という形で提供させていただきます。

その際、委員御心配の交通事故とかの影響

が考えられますので、しっかりその部分は完全に区分けを考えておきまして、事故に——車が通るところには設置しないような形で、完全にブロック分けを考えているところでございます。

○鎌田聡委員 多分きちんとされる予定だと思えますけれども、1階と2階は車通つてくる場所だけですね、その辺をちょっと心配しておりますので、やっぱりしっかりと人が出てこないような対策と、この際どうでしょうか、あんまり車が——駐車場利用者がいるのかどうかもちょっと分かりませんが、あと、上のほうの階もありますので、そういったところも活用しながら、安全対策ですね。せっかく地域貢献策ってやられるんですから、喜ばれるように、事故ないように、きちんとその辺の区分けしていただくようお願いしときます。

○亀丸総務経営課長 御意見ありがとうございました。しっかりと安全対策を取って、事業を施行したいと思っております。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

○堤泰之委員 商工振興金融課さんにちょっとお尋ねですが、24ページですね。

こちらのほうに中小企業の回収納付金の放棄というものがありましたけれども、こちらの基準というか、大体どういったものを放棄の基準にするかという定めというものは想定していらっしゃるのでしょうか。

○篠田商工振興金融課長 ここは、県の中小企業融資制度と条例の名前がなっておりまして、県の融資制度がございますので、その融資制度の中からということになります。

○堤泰之委員 その範疇の中ですか。

○篠田商工振興金融課長 そういうことです。

○堤泰之委員 はい、分かりました。

金融機関のほうも絡むことだと思いますので、有効に、やはり再チャレンジって非常に必要なことだと思いますので、そちらのほうにつながるようにしっかり見ていただければと思います。

以上です。

○篠田商工振興金融課長 国のほうも、経済対策も含めて、この資金繰りの支援と、もう1つが、中小企業支援としては、この事業再生、再チャレンジ支援というのが2つの柱になっておりますので、県としても、十分、商工団体等と連携してやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はございませんか。

○吉永和世委員 28ページ、熊本地震震災ミュージアムでございますが、いよいよスタートするのかなというふうに思いました。

この施設は、熊本地震の歴史を後世にしっかり引き継いでいく、また、熊本県のある意味観光資源として今後活用していくということで、非常に果たす役割というのは大変大きなものがあるんだろうというふうに思います。

そういった中で、今回指定管理者を募集されるということですが、その指定管理者がしっかりそこら辺を理解してやっただくことが大事だというふうに思うんですが、その選定に当たって、やっぱりしっかりやっただくことだと思いますが、そこら辺しっかり考えてらっしゃると思うんですけど

れども、やはりこういったところが大きなポイントだというのがあれば、ぜひ教えていただきたいなと思います。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

御指摘の指定管理者の選定に当たっての考えですけれども、まず、公募を出す際の公募の方針を決めさせていただいたときに、中身をかなり、震災の記憶の伝承や後世への継承みたいところをきちんとやれるような形での運営ということで、まずは、そういった専門の知識があるような方、学芸員等という表現をしておりますけれども、そういった方を置いて、きちんと教育ができるようにというようなことを入れさせていただいております。

また、あの土地が旧東海大学の跡地ということもございまして、あの土地に東海大学の農場とそれから県民牧場も後々に開業されるということで、そういったあの土地を生かした今後の展開、阿蘇全体を含めた自然との共生、そういったところも含めたような提案をお願いできないかというようなものも入れております。

当然ながら、指定管理者でございますので、民間のノウハウを頂くということで、入館者のサービス、混雑しない工夫であるとか、お待たせしないサービス、飽きさせない展開、そういったものもお願いしたいと思いますし、当然ながら、民間ならではの効率的な経費的な意味での運営というようなものも入れていただくというようなことで、募集の公募方針を決めさせていただいております。

現在12月の2日に現地説明会を行いまして、11の企業の方に参加をいただいております。非常に関心を持っていただいている結果かなというふうに思っております。いろんな民間の方のノウハウを取り入れながら、委員おっしゃったとおり、いいものに仕上げてい

ければと思っております。

以上です。

○吉永和世委員 しっかりと準備いただいて、しっかりスタートできるように、最後まで御尽力いただきたいと思ひますし、その後もしっかりといい成果が出るように、引き続き傾注していただければというふうに思ひますし、我々もしっかりと見ていきたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑ございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩をいたします。

再開は、11時20分からといたします。

午前11時16分休憩

午前11時22分開議

○中村亮彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第7号、第13号、第15号、第16号、第33号、第34号、第35号、第44号及び第47号から第49号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外12件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外12件は、原案のとおり

可決または承認することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

私は少し席を外しますので、これからの進行は、荒川副委員長にお願いしたいと思います。

（中村亮彦委員長退席）

○荒川知章副委員長 次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

1ページをお願いいたします。

水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況についてでございます。

まず、1、プラン策定の背景についてですが、市町村及び一部事務組合が行う水道事業は、独立採算が前提となる公営企業として運営されており、今後の人口減少に伴う料金収入の減少などにより、経営環境が急速に厳しくなることが見込まれています。

次に、2、国からの要請内容についてですが、国は、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、都道府県に対し、今年度末までに、水道広域化推進プランを策定、公表するよう要請しているところです。

次に、3、県におけるこれまでの取組につ

いてですが、水道事業の広域連携については、平成30年度に県内を6地域に区分し――6地域は、裏面にございます。地域ごとに、県及び市町村等で構成する協議会を設置し、検討を進めてまいりました。

また、プラン策定に向けては、令和3年度から水道事業の現状分析や将来分析、広域化シミュレーション等の作業を行っており、現在これらを踏まえ、今後の広域化に係る全県的な推進方針について、市町村等と協議を進めているところです。

次に、4、プランの方向性についてですが、本県では、水道事業の約8割を地下水が占め、水質も良好であるため、比較的簡易な浄化施設が多く、施設の統廃合については、新たに必要となる水道管の敷設費用等を考慮すると、経済的な効果を見込むことが難しい状況となっております。

このような状況から、市町村等とは、施設の管理業務の共同委託や料金管理システムの共同化などのソフト面を中心に協議を進めており、また、経営統合についても、中長期的な課題として、検討、協議を行っているところです。

最後に、5、今後のスケジュールについてですが、12月下旬までに、市町村等とプラン案について協議した上で、パブリックコメントを予定しています。

最終的なプラン案の概要につきましては、3月の本委員会に報告させていただき、年度内の策定、公表を予定しております。

なお、本日のこの内容につきましては、本委員会のほかに、地域対策特別委員会及び総務常任委員会において、市町村課のほうから報告させていただいておりますことを申し添えます。

環境保全課は以上です。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

別冊資料の中にありますくまもと半導体産業推進ビジョンの策定状況についてをお願いします。

1 ページをお願いします。

T SMCの熊本進出を契機に、半導体のみならず、県内産業のさらなる振興と県下全域における県経済の成長を実現するため、今後の産業振興施策の方針となるくまもと半導体産業推進ビジョンを令和4年度中に策定することとしております。

今年4月から、関連企業や市町村等へのヒアリングや調査を通じ、国内外の半導体産業の動向や県内企業の状況についての分析等を行いながら、現在鋭意策定作業を進めているところでございます。

また、ビジョン策定に当たっては、世界的な半導体製造装置メーカーである東京エレクトロンの元会長の東哲郎氏、東京大学の黒田教授、平田機工の平田社長など、世界トップレベルの有識者による懇話会を設置し、世界の潮流・マーケットを踏まえた内容を作成することとしており、去る10月31日に第1回有識者懇話会を開催し、ビジョンの骨子案について、多数の御意見をいただきました。

次のページをお願いします。

こちらが半導体ビジョンの骨子案となります。

第1章、ビジョン策定の趣旨のとおり、計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間を予定しております。

第2章では、半導体産業を取り巻く環境の変化と本県における現状と課題を記載することとしています。

第3章のとおり、半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本を目指す姿として設定させていただいております。

これらの具体的な取組の方向性としましては、第4章のとおり、方針1、半導体サプライチェーンの強靱化、方針2、安定した半導体人材の確保、育成、方針3、半導体イノベ

ーション・エコシステムの構築という3つの方針を軸に構成することとしております。

今後、来年2月に第2回の有識者会議を開催し、年度内にビジョンの策定を終えるということをご予定しております。頂いた御意見等を踏まえながら検討を進め、県民の皆様にも分かりやすいビジョン策定に向けて取り組んでまいります。

産業支援課からの報告は、以上でございます。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

報告資料③をお願いいたします。

高木議員の一般質問において、知事が答弁したところでございますが、T SMC進出効果を最大化するグランドデザインを目指した取組について御説明いたします。

まず、1、農振除外を伴う土地利用調整への対応についてでございます。

T SMCの進出を契機に、半導体関連企業の進出意欲が高まっており、それに対応する用地の迅速な確保が求められております。

一方、周辺地域には優良農地が多く、農地を確保していくことも重要です。

このため、農業と工業のバランスを取りながら、限りある土地をいかに有効に活用していくかが喫緊の課題となっております。

右側の対応方針をお願いいたします。

農業振興との両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、意欲的に土地利用調整に取り組む市町村が、農村産業法等の特例法を活用して、基盤整備が行われていない農用地等に企業や住宅を集約、誘導できるよう支援していきたいと思っております。

具体的には、庁内に半導体拠点推進調整会議を年内に設置し、市町村に特例法の活用を働きかけるとともに、各種の法令手続を含めた相談調整を一元的に受け付け、必要な助言

を行います。

さらに、農振除外と併せて、市街化調整区域における地区計画など、ほかの法令の手續を並行して進めるなど、集中的に市町村を支援し、手續のスピードアップを図ります。

あわせて、市町村の関係職員を対象に、特例法の活用や手續期間短縮のための研修会を開催するなど、市町村の取組を積極的に支援します。

次に、2、県内全域への効果波及に向けた対応についてです。

T SMCの進出効果を県内全域に波及させていくため、市町村の期待や懸念、取り組みたい施策等について、全市町村と年明けから意見交換を行ってまいります。

なお、この内容につきましては、総務、農林水産、建設の各常任委員会におきましても、担当課から御説明しております。

以上でございます。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

報告資料4をお願いいたします。

松田議員の一般質問において、知事が各常任委員会で御報告すると答弁しました県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組について御報告いたします。

まず、現状、課題ですが、県民総合運動公園は、公共交通による交通アクセス手段が乏しいため、自動車によるアクセスが中心になっている状況です。

今回、空港アクセス鉄道のルートの見直しにより、三里木ルートで期待されていた運動公園アクセス改善への対応が必要となったこと、また、ロアツソホームゲームにおいて渋滞が発生したことなど、喫緊の課題と認識しております。

次に、基本的な考え方ですが、これまで、渋滞対策については、基本的にイベント主催者に対応を求めてきておりましたが、今後

は、県民総合運動公園を設置、管理している県が主体的に対応することといたします。

対応の方向性です。

運動公園アクセス改善に向け、全庁を挙げて取り組む支援体制の構築や利用者数に応じた対応策のパッケージ化、その効果を検証しながら取り得る対応策の随時アップグレード及び主催者等調整会議の設置、開催により、対応策を強化してまいります。

具体的な対応策案です。

まず、ハード対策では、シャトルバスのスムーズな運用に向けたバスベイの改修を行うとともに、送迎車両乗降所の設置検討を行います。

次に、利用者数に応じた対応パッケージとして、公園利用者数が4,000人以上となる場合においては、まずは、駐車場対策として、公園内の調整池などの施設の臨時駐車場としての活用や、出庫時の円滑化を図るためのメイン駐車場からの臨時退出ルートの設置を行います。これは、後ほど図面で御説明させていただきます。

また、自家用車利用の抑制に向け、ロアツソの試合を含むイベント時には、観客数の見込みに応じて、シャトルバスの運行やパーク・アンド・ライドの実施規模を設定し、その実施に対して、イベント主催者への支援を行ってまいります。さらに、徒歩、自転車利用者に対しては、割引券の導入などのインセンティブの検討を行ってまいります。

このような取組をパッケージ化して行い、何が効果的なのかを検証することとしております。

まずは、来年2月末頃の開催が予想されますロアツソ開幕戦などのイベントで実証実験を行いながら、効果や課題を検証し、よりよい対策ができるよう取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。

県民総合運動公園の地図になります。

地図上で、ハード面での対応策と駐車場対

策を御説明いたします。

ページ真ん中の凡例の一番下に記載しております赤の二重線で、熊本県が実施する対応策を記載しております。

まず、主な施設の位置ですが、図中の右下の白抜き施設がパークドーム、その左下にえがお健康スタジアムがあり、その間を国体道路南北線が通っております。

ハード面での対応策です。

シャトルバスのスムーズな運用などに対応するため、えがお健康スタジアムとパークドームとの間にある既存のバスベイを延伸する改修及びパークドーム北側に送迎車両の乗降所の設置検討を行います。

次に、国体道路南北線沿いにありますメイン駐車場ですが、メイン駐車場からの出庫時における混雑を回避するため、園路を利用し、東から西に出る退出路を追加設置することにより、駐車場からの退出の円滑化に取り組みます。さらに、利用者数に応じ、多目的グラウンドの公園施設を臨時駐車場として活用することとします。

このような取組を行うこととしますが、今御説明いたしました対応案は、あくまでも現時点で考えられる案を整理したものでございます。

例えば、駐車場対策を行っても周辺道路で渋滞が発生することがあります。また、臨時駐車場についても、関係者用駐車場として既に一部利用されているため、予定しているほど一般観客用に台数が確保できないこともございます。

このため、何が問題なのか検証を行い、効果的な対応策をアップグレードしていくことで渋滞を抑制し、スムーズに集客できる体制を構築してまいりたいと考えております。

観光企画課は以上でございます。

○荒川知章副委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思いま

す。質疑はありませんか。

○橋口海平委員 このくまもと半導体産業推進ビジョンの策定状況についてちょっとお伺いします。

このTSMCの半導体のビジョンなんですが、説明の中で、半導体のみならず、県内産業のさらなる振興というのがありました。これは、多分部長の一番最初の挨拶でもあったんですが、この骨子案を見ると、その部分がなかなか見えてこないという気がしております。そのところを、ここにどういうふうに今から——骨子案、まだ案の状況だと思うので、どんなふうに入れていくつもりなのか、そういうお考えもお聞きしたいと思います。

○辻井産業支援課長 ありがとうございます。今のところ、骨子案の方針3というところに少し芽出しをさせていただいているところでございます。

方針3-1にございます半導体出口産業とのマッチング機会の確保、これは、半導体を作る産業だけではなく、半導体を使う産業側、例えば、自動車産業ですとかライフサイエンス分野、もうちょっと大きいもので、場合によっては、航空機ですとかそういった出口産業と半導体産業をつなげていくというような、そういったマッチングの機会ですとか、あとは、3-4に書いてございますオープンイノベーションプログラムの推進というふうでございます。

例えば、有名な大きい半導体製造機器メーカーの東京エレクトロンさんみたいなところでも、半導体産業のみならず、ライフサイエンスだとかロボットだとか、そういったところに積極的に投資を行うコーポレートベンチャーキャピタルも持っていらっしゃると思います。

こういった半導体産業、しっかりここをま

ず育てていくということが大事でございますが、他業種とも連携した取組というのにも新たに熊本で行っていただけられないかなというふうを考えている次第であります。

○橋口海平委員 ぜひ頑張ってくださいと思っています。なかなか、異業種と連携するというような発言あったんですが、異業種の方から、我々に関係ないもんというようなことが結構聞かれるので、そこをどういうふうにやっぱり県内の産業振興につなげていくかというのは、とても大事なところだと思いますので、ぜひ、その部分もよろしくお願いします。

以上です。

○荒川知章副委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 運動公園の御説明をいただきました。

これから、いつまでどうするというのがよく分からないんですけども、来春のロアッソ開幕戦で実証検証ということですけども、今日熊日にも書いてございましたが、駐車場を結局550台増やしても、来年度以降の木工団地の300台ですか、あれがもう使えなくなるということになれば、マイナスの300台ですから、また550増やしても、もう550増えないというような状況がありますので、非常に抜本的な改善策にはなかなかつながらないのではないかと、私も、そういう意見、考えを持っていますが、これ以外の対策というのは、何か考え——極端に言えば、別のところに駐車場を求めるとか、新たにやっぱり借りていかないと、これだけじゃなかなか台数的に厳しいんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はもう織り込み済みなんですか。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

抜本的な改善につながらないのではないかとということと、駐車場の新たな増設とかいうのですけれども、なかなか、駐車場確保には、やっぱり用地の手当てとか、ちょっと時間を要しますので、これはちょっと長期的な課題かなというふうに認識しています。

当面、この臨時駐車場の追加、あるいはパーク・アンド・バスライド、今これは、戸島からパーク・アンド・バスライドで駐車場に止めていただいて、バスで運んでおりますけれども、大体戸島が1,000台近い駐車場の台数がございます。こちらにロアッソの試合で利用された方たちが最大で700台程度、まだ残り300台程度余裕があるといったような状況です。

今後、こういったパーク・アンド・バスライドの利用促進とかいうのを、今回のその次の2月末にある開幕戦などでしっかり検証しながら、当面の対策としてしっかりやっていたらというふうに考えております。

○鎌田聡委員 でき得る対応は全部やらわないと、これはかなり、それでも厳しいんじゃないかなという懸念をいたしておりますし、先ほど言いましたように、結局、駐車場を増やしても、減る部分も出てくるということになれば、そう大きな効果が出せるかどうかというのも非常に問題だろうと思っておりますので、これは、いずれにしても全庁的にやられるということではありますが、いろんな課がまたがっております、ここでいろいろ議論しても、なかなかそれで改善できるかどうか分かりませんが、やっぱりどこかでまとめてきちんとこの改善策を講じていく、これだけじゃなくて、いわゆるこの場所でのいいのかも含めて、そういった検討も、やっぱりこれはどこかが中心となってやっていたらかなきゃならないと思っておりますけれども、やっ

ぱり今のまま各課、この4課ぐらいですか。このままこういう体制でやっていくんですか。これは。

○川寄観光企画課長 今のところ、アクセス改善対策ということで、4課で今議論をしているところです。今のところ4課での対応というところです。

○鎌田聡委員 今のところは分かりますけれども、ただ、今、この4課体制ではなかなかこれは進まないと思いますから、やっぱりどこかがきちんと——どこかというか、もうきちんと誰かが責任あるところでこれはやっぱり進めていかないと、多分同じような議論をまた繰り返して、また違った付け足しみたいな改善策を講じなきゃならない事態になるとと思いますから、やっぱりどこかがきちんと責任あるところでやっていただくようなことを進めていただくように、課長に言っても難しいと思いますけれども、それでぜひよろしくお願いしときたいと思います。

○荒川知章副委員長 ほかに質疑は。

○高野洋介委員 そもそもこの観光戦略部がこの中に入っているという理屈をまず教えてください。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

観光企画課は、スポーツを通じた交流人口の拡大、それとプロスポーツチームの支援、スポーツコミッションといった所管をしています。

まず、交流人口の拡大という視点から、多くのお客さんに、その渋滞に巻き込まれて嫌な思いをされないように、多くの方にさらに熊本にお越しいただくというような施策を打つということで、私どもがこの中に入ってお

ります。

○高野洋介委員 だと思います。ただ、非常に薄いんですよね。この4課の中での立ち位置というのが、観光戦略部は非常に薄いと思っています。というのが、周りの土地は土木じゃないですか。都市計画も土木、その運動公園の管理自体は体育保健課、で、ハード的なやつは全部向こうなんですよ。こっちはハード的なものは一切なくて、そこで皆さん方が駐車場を増やしてほしいとかというのは、少し薄くなるんですよ。

ただ、皆さん方は、一番現状は分かっちゃると思います。ですから、逆に皆様方からのスタンスは、土木とか教育委員会に対して、もっとこうしてほしい、ああしてほしいというのをどんどん言える立場ではあると思うんですよ。

それを踏まえて、私が話をしますが、まず、この臨時の現在の投てき場とかパークドーム調整池とかは、ほとんどこれは使わせないじゃないですか。一般の人にはほとんど使わせません。入れもしません。で、臨時の追加の分が、この間の特別委員会でも言いましたけれども、あまりにも距離があって使い勝手が悪い。ちょっと体が悪かったり、子供とかは非常に不便なところにあります。まず、そもそも本当話にならないぐらいのレベルの話だと思います。

ですから、そもそももう皆さん方は一番分かっているじゃないですか。構造的にまず、この場所がよくない、今のつくりだったら。だったら、このメイン駐車場を立体にするとか、そういう前向きな検討もしないと、今度のロアツツの開幕戦で試しますというたら、そこまでの大規模イベント、また、小規模イベントのいっぱい入った中で、トータルで大規模イベントになったときに、何の対応もないんですよ。検討もしないということなんですよ。じゃなくて、皆さん本当は頭がいいか

ら分かってるんですよ、これまでの経験の蓄積がありますので。ですから、もうちょっと前向きに考えていかないと、この問題は絶対解決しないと思ってます。ですから、周りの用地がどれだけあるのかというのも、きちんと皆さん方で頭入れて検討しないと解決しないと思います。

あと、パークドームの駐車場、私、土曜日行きましたけれども、非常に狭い。一台一台が非常に狭い。車開けたら多分隣の車はぶつかりますよ。そういうのも含めて、本当に検討してください。

私は、この運動公園に対してもうちょっと皆さん方の真剣さが伝わってこないの、せっかく今後こうやってやるんだったら、真剣にそれぞれの立場で問題点を洗い出して、県庁全体でやるなら議会側もやっぱり全体として考える必要があると思いますので、パーク・アンド・ライドとかそういうのも検討はいいんですが、片や、こっちでお金払ってパーク・アンド・ライドで行く、こっちはお金払わずに止める、この不公平感も当然出てくるというのもきちんと考えてほしいし、パークドーム駐車場欲しかった人が、利用者がパークドームに止められずに違うところに行ったら、またそれはそれで別の問題になりますので、そういったことも総合的にもうちょっと考えてください。多分、答弁できたらいいんですけども、部長から何かありますか。

○原山観光戦略部長 今の御意見をしっかり受け止めさせていただきたいと思います。

現時点では、先ほど申し上げましたような4課で、今のところできる知恵を出し合って、今対策をまとめているところでございますので、まずはちょっとそれをさせていただきたいというのがございますけれども、今後、この委員会でも御意見いただきましたし、高特とか、それぞれの委員会で様々御意見いただいておりますので、それも踏まえつ

つ、さらなる対策、どうできるか、検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高野洋介委員 分かりました。これだけ言っても、別に多分冷たい答弁しか来ないので、いいんですけども、まず、入り口、出口が少な過ぎます、そもそも。駐車場も足りない。これがまず原因ですよ。渋滞はしようがないですよ、その集中的な渋滞は。けど、入り口、出口があまりにもお粗末なので、こういう状態になっているので、そこを踏まえて、今後しっかり検討してください。要望がいいです。

○荒川知章副委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

（中村亮彦委員長着席）

○中村亮彦委員長 次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませ

んか。

○橋口海平委員 前回の委員会で台湾事務所設置の件をちょっと聞きました。その前も内野先生が一般質問のほうで取り上げました。

前回ここで、現在調査中というような発言があったんですが、今どようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

台湾事務所についての検討の状況でございます。

前回、他の自治体の設置の状況を調査しておりますというようなお話をさせていただきました。

現在台湾に独自事務所を持つ自治体というのは、自治体という意味では4つ、県レベルですと2つというような状況でございます。静岡県と沖縄県ということでございます。それぞれの設置に向けた経緯や形態、それから成果などをちょっと聞き取りさせていただいております。

最初に設置された時代と、それから、ちょっとコロナの状況がございまして、今の活動がなかなか把握できていないところ等もございますが、引き続き、交流も活発化してきておりますので、そういった点も踏まえながら、もう少し調査を深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○橋口海平委員 調査を深めることというのは大事だと思っているんですが、どこかでやっぱり、つくりますか、つくりませんかというの、内野先生も本会議の中で言っておりましたので、ぜひ、どこかでやっぱりその決断、決断というか、あれなんですけれども、ぜひそこまでやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに何かございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、その他のその他に入りますが、本日は、3密を防ぐため、出席職員を限定しておりますので、この場で回答できない場合は、後日文書等で回答させていただくこととしておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、委員の先生方から何かございませぬか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了しました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考として、お手元に写しを配付いたしております。

それでは、これをもちまして第5回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午前11時53分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長